成田空港制限高さ回答システム操作説明書

●高さ制限の照会方法

以下**ステップ①～印刷**（①～⑤）の手順で、制限高を記載した地図を印刷できます。

ステップ①

①住所を入力し、②詳細地図表示ボタンをクリックします。

※②詳細地図表示ボタンをクリックしたときの画面

ステップ②

③物件等を設置する予定箇所（マーカー付近）をクリックして下さい。

住所：成田市南平台1115　詳細地図表示

印刷

※③物件等を設置予定の箇所をクリックしたときの画面

住所：成田市南平台1115　詳細地図表示

印刷

照会結果は以下のとおりです。
◆照会地：〒286-0042 千葉県成田市南平台１１１５
◆制限表面の種類：円錐表面
◆制限高（標高）：約145m

ステップ③

空港に向いている直線を参考として建築予定箇所内で、④最も空港に近い地点をクリックして下さい。

※④照会地で最も空港に近い地点をクリックしたときの画面

※照会結果の標高は、東京湾平均海面（TP）からの高さであり
1m単位（小数点以下切捨て）で表示しています。

注意事項は必ずご確認ください

印　刷

⑤印刷のボタンをクリックして下さい。地図、照会結果、注意事項が印刷できます。

注意事項は必ずご確認ください

●再照会について

別地点の制限高を照会する場合は、入力した住所を消去して、再度照会する住所を入力してください。その後の手順は、通常の照会方法と同じ手順となります。

●制限表面の範囲外について

照会された住所が、成田空港の高さ制限区域の範囲外となりますが、他空港の制限エリアに該当すると思われる場所につきましては、そちらの空港に　直接お問合せください。

制限高さについて（参考）

空港の周辺には、航空法により進入表面、転移表面、水平表面、延長進入表面、円錐表面、及び外側水平表面といった制限表面が設定されており、「上に出る高さの建造物、植物、その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない」とされています。

制限表面は、その種類によって水平な部分もありますが、概ね、以下の図のように空港中心から外側に向けて制限高が高くなります。

【平面概略図】

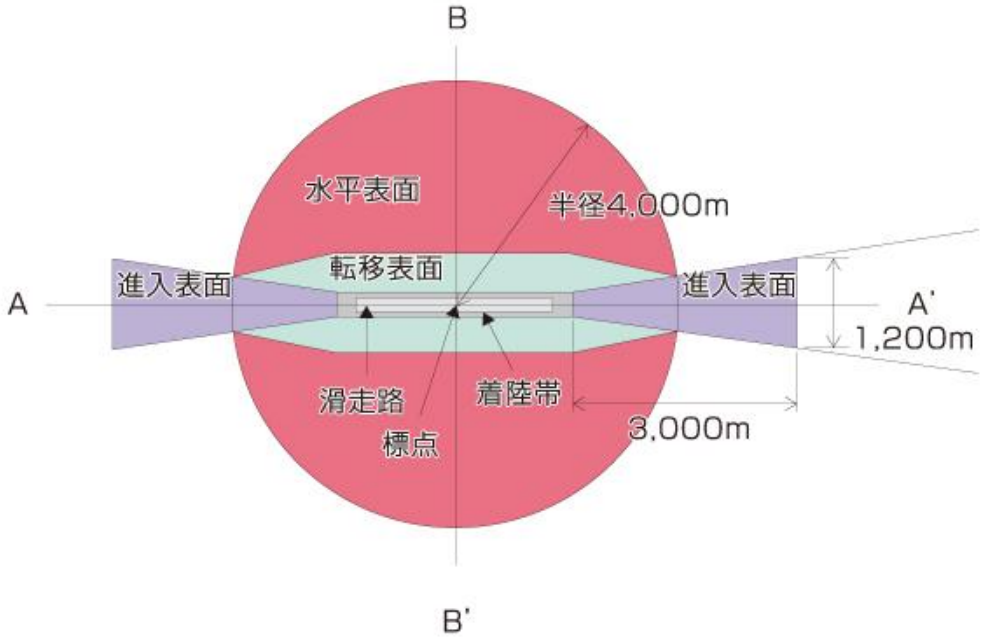
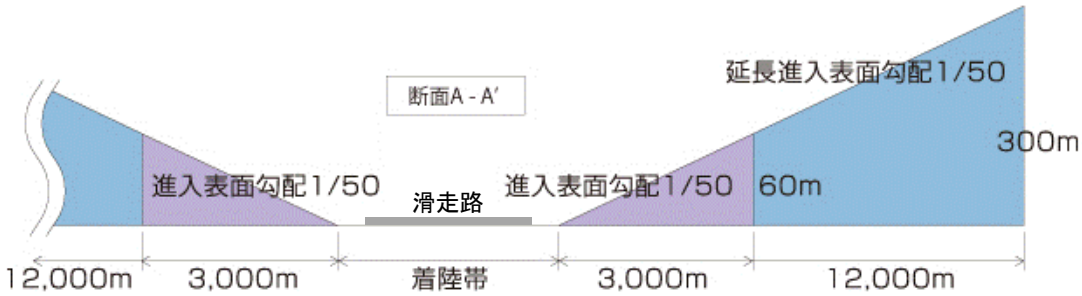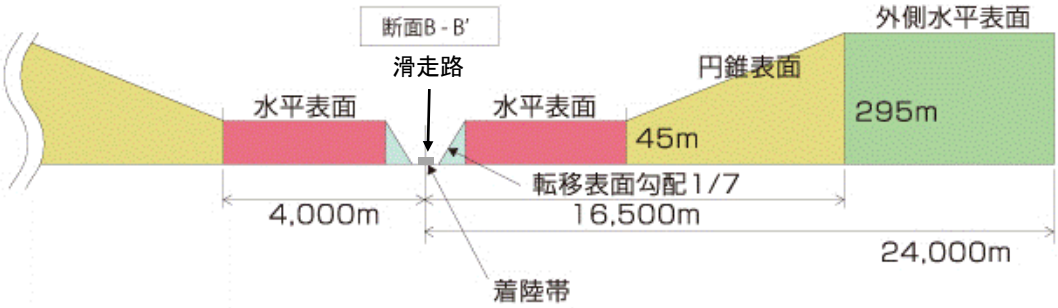
【断面概略図】